

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第3号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第IV類機関の項中「処分地管理事務所」を「赤塚処分地管理事務所」に改め、同表課等の長の項中「（新潟市美術館長を除く。）」及び「、新潟市美術館の副館長」を削る。

別表のうち第1の表の（1）の表3の項中「個人情報取扱事務の登録等並びに個人情報の開示」を「個人情報ファイル簿の作成等並びに個人情報の開示（死者情報の開示を含む。）」に改め、別表のうち第1の表の（2）の表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、別表のうち第1の表の（3）の表3の項第11号及び第12号中「、下水道計画課及び工事検査課」を「及び下水道計画課」に改め、別表のうち第2の表の（6）の表の環境対策課の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、別表のうち第2の表の（11）の表の工事検査課の表中「工事検査課」を「技術管理課」に改め、別表のうち第2の表の（16）の表の財務企画課の表1の項第1号中「記載計画」を「起債計画」に改め、別表のうち第2の表の（18）の表の新潟市美術館の表及び新潟市新津美術館の表を次のように改める。

新潟市美術館			
項目	副市長	部長	館長
1 美術資料取得基金に属する美術資料を一般会計予算により取得すること。	○		

2 企画展示観覧の観覧料の額を決定すること。		○	
3 新潟市美術館（以下この表において「美術館」という。）の事業の計画を決定し、これを処理すること。		重要なもの	軽易なもの
4 美術館の施設、設備、備品等の利用に関する事務を処理すること。			○
5 美術館を臨時に開館し、又は休館すること。			○
6 その他美術館の管理運営に関する事務を処理すること。			○

新潟市新津美術館			
項目	部長	新潟市美術館長	館長
1 企画展示観覧の観覧料の額を決定すること。	○		
2 新潟市新津美術館（以下この表において「美術館」という。）の事業の計画を決定し、これを処理すること。	重要なもの	軽易なもの	
3 美術館の施設、設備、備品等の利用に関する事務を処理すること。			○
4 美術館を臨時に開館し、又は休館		○	

すること。			
5 その他美術館の管理運営に関する 事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの

別表のうち第2の表の(19)の表の処分地管理事務所の表中

「		「	
処分地管理事務所	を	赤塚処分地管理事務所	に、
項目		項目	
」		」	

「		「	
	を		に
処分地管理事務所長		赤塚処分地管理事務所長	
」		」	

改め、別表のうち第3の表の教育委員会施設課の表中

「			
(11) 工事に係る設計、測量、製 造、試験及び調査の検査をすること。		当初設計金額50 0万円未満	を
」			

「			
(11) 工事の検査をすること。		当初設計金額25 0万円超500万 円未満	に
(12) 工事に係る設計、測量、製 造、試験及び調査の検査をすること。		当初設計金額50 0万円未満	
」			

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市庁用自動車管理規程の一部改正)

2 新潟市庁用自動車管理規程（平成 2 0 年新潟市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（新潟市美術館にあっては、副館長）」を削る。